

〒110-8546

東京都台東区上野1丁目15番3号

株式会社ナガホリ

代表取締役社長 長堀 慶太 殿

別紙株主目録記載の株主

株主提案書

リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、貴社の総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主です。当社は、会社法303条、305条、325条の3第1項2号及び325条の4第4項並びに会社法施行規則93条に基づき、本書により、下記のとおり、株主提案権を行使し（以下「本提案」といいます。）、後記第1記載の事項を本年6月に開催予定の貴社の定時株主総会の目的とすることを請求するとともに、後記第2記載の議案の要領及び提案の理由について電子提供措置をとることを請求いたします。

記

第1 株主総会の目的である事項

議題1 取締役4名選任の件

第2 本提案

1 本提案の理由

(1) 臨時株主総会における貴社経営陣による不当な印象操作

① 当社（提案株主）及び当社提案議案の取締役候補者に対する不当な印象操作

2023年3月16日開催の貴社臨時株主総会（以下「前回臨時総会」といいます。）では、貴社経営陣によって、当社及び当社代表尾端を含む当社提案議案に係る取締役候補者（以下「当社候補者」といい、当社と併せて「当社ら」といいます。）に対し、極めて悪質かつ執拗な印象操作が繰り返されました。

具体的には、貴社経営陣は、2023年3月1日付「臨時株主総会招集ご通知補足説明資料」（以下、単に「補足説明資料」といいます。）を始めとする様々な公表資料によって、当社候補者が過去に違法なマ

ルチビジネスに直接関与しているとの誤解を与える情報や、当社が貴社株主としての立場を超えて私的利益を追求し、貴社の企業価値を毀損させるなどという根も葉もない情報を悪意をもって拡散しました。

さらに、貴社経営陣は、2023年2月28日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する「臨時株主総会に関する追加質問状(2)」の送付に関するお知らせ」と題する貴社リリース及び同日付「臨時株主総会に関する追加質問状(2)」において、当社らとは無関係の複数の法人・個人たちの固有名詞を並べ挙げただけでなく、しまいには、アジアゲートホールディングスを軸に、それら無関係の複数の法人・個人たちと当社及び当社候補者との間を矢印や点線で無理矢理結び付けた「参考図」を作成・公表することで、当社が複数の株主と協調して貴社株式を取得し、議決権行使を企図しているとの事実無根の誤解を株主に与える作戦に及ぶという悪辣な行為に及びました。

その他、当社代表尾端のインタビュー記事のうち貴社経営陣に向けた批判的なコメントについての解釈を捻じ曲げて、それがあたかも貴金属・宝飾事業を営む業界関係者全員に向けられたもので、当社代表尾端が業界関係者を軽視していると論難し、また、貴社経営陣が、当社からの再三にわたる面談の申入れを（重要提案行為等の内容を事前に教えなければ応じられないなどと難癖をつけて）頑なに拒否し続け、さらに、当社からの当社代表尾端と貴社代表長堀氏における面談申入れを貴社が拒否した事実を捨象して、当社が貴社からの面談申入れを一方的に拒否したなどと事実を歪曲化して公表するなど、例を挙げればキリがないほど不当な印象操作が横行しました。

これらに代表される貴社経営陣による数々の印象操作に対し、当社は、その撤回ないし修正を求める続けておりましたが、貴社経営陣は何一つこれに応じることはありませんでした。そのため、前回臨時総会では、多くの株主の皆様が貴社経営陣によって作り上げられた当社らに対する誤った悪印象を抱いたまま議決権行使を余儀なくされ、決議の結果が大きく歪められてしまったことは明らかです。

② 貴社業績並びに貴社経営陣及び貴社提案議案の取締役候補者に関する不当な印象操作

上記①のとおり、貴社経営陣は、当社らに対する不当な印象操作を展開する一方、貴社業績並びに貴社経営陣及び貴社提案議案に係る取締役候補者（以下、総称して「貴社経営陣ら」といいます。）に関しても、明らかに不合理と言える優れた評価を付しつつ、都合の悪い事実は伏せて誤魔化しをするなど、不当な印象操作を行いました。

ア 貴社業績に関する不当な印象操作（貴社の業績低迷の事実）

貴社経営陣は補足説明資料（6頁）等において、貴社の各種業績指標のうち、あえて2017年3月期以降の営業利益（及び営業利益率）のみを取り上げ、これをグラフ化することで業績が回復傾向にあること、また、取ってつけたように、「2022年3月期は、コロナ禍の影響が残る中にもかかわらず、当社は連結ベースで最終黒字を確保」とアピールしています。

しかしながら、裏を返せば、貴社は（コロナ禍前である）2017年3月期以降、最終黒字を確保できたのは2018年3月期と2022年3月期の2事業年度のみであり、下記のとおり、それ以外の事業年度においては全て最終赤字となっています。

さらに忘れてはならないのは、当該補足資料において切り捨てられてしまっている 2016 年 3 月期においては、下記【参考】で示したとおり、貴社は販促戦略の大失敗によって営業赤字を計上した上、特別損失として多額の減損損失をも計上して大幅な下方修正を余儀なくされた結果、最終赤字に陥っていることです。しかも、貴社は、2017 年 3 月期以降も、店舗関連の建物・備品等の償却性資産に係る減損損失を継続的に計上しております。これらの減損損失は、いわば将来発生すべきであった減価償却費（販管費）を特別損益の部で前倒し計上する効果を生みますので、必然、それ以降の減価償却費が減少する結果、営業損益だけの数値を比較すれば、過年度よりもその分だけ改善しているように見えますが、それが錯覚であることは言うまでもありません。また、貴社子会社である株式会社仲庭時計店（以下、「仲庭時計店」といいます。）による不祥事に起因する多額の貸倒引当金繰入額（特別損失）の計上により、さらに最終損益が悪化した事実も決して忘れてはなりません。これらの不都合な事実を捨象して、都合の良い数値だけを取り上げることで実態を不明瞭にさせて株主を欺くような行為は不当な印象操作以外の何ものでもありません。

そして、上記減損損失の計上による減価償却費の減少効果を踏まえてもなお 2017 年 3 月期以降も営業損益が振るわず下方修正を繰り返しつつ、現状に満足してしまっている貴社経営陣に、このまま貴社の経営を委ねていても、貴社の真の実力に見合う業績及び株価の回復を期待することは到底できないと考えます。

【参考】

貴社連結最終損益（うち減損損失、貸倒引当繰入額）実績の推移

2016 年 3 月期：▲992,993 千円（▲123,393 千円、－）

2017 年 3 月期：▲ 51,983 千円（▲ 71,300 千円、▲52,388 千円）

2018 年 3 月期： 57,046 千円（▲ 15,182 千円、▲69,896 千円）

2019 年 3 月期：▲133,590 千円（▲ 84,865 千円、▲26,460 千円）

2020 年 3 月期：▲104,530 千円（▲ 28,263 千円、▲31,927 千円）

2021 年 3 月期：▲331,577 千円（▲ 37,834 千円、▲54,311 千円）

2022 年 3 月期： 163,921 千円（－）

イ 貴社経営陣及び貴社提案議案の取締役候補者に対する不当な印象操作

貴社経営陣は、前回臨時総会の招集通知（8 頁）において、貴社経営陣らの専門性及び経験を基に、特に期待する分野・スキルを示すスキルマトリックスが、何の前触れもなく突如として現れるよう掲載されていますが、当該スキルマトリックスは一見して事実と異なるものと断じができる程の激しいお手盛りが加えられたもので、貴社経営陣らの能力等が実際よりも高いとの不当な印象を株主に与えるものとなっていました。

特に、「コンプライアンス」の点について、白川氏を除く貴社経営陣ら全員に「〇」が付されていますが、貴社子会社の仲庭時計店で起こった複数の不祥事を防ぐことができず、また、同社の内部統制の不備を放置し、被害拡大に寄与した長堀氏及び吾郷氏に対し、どうして「〇」を付すことができるのか到底理解することができません。この一点のみをもってしても、当該資料における判断基準が不明確であるというのを通り越して、もはや、お手盛りによる不当に歪められた評価がなされていると言わざるを得ません。

それだけではなく、当社としては、長沢氏に対する「コンプライアンス」の項目にも「〇」が付されている点についても、後記(2)で詳述するとおり、これらに関する当社の質問に対する貴社経営陣による的を射ない回答内容や、質問自体を無視して事実上回答を拒否する姿勢から、不当な評価であると考えております。

これらに代表される貴社経営陣自身による印象操作についても、前回臨時総会までに修正されなかつたのはもちろんのこと、当社からの質問に対しても誠実に対応されることはありませんでした。そのため、前回臨時総会では、多くの株主の皆様が貴社経営陣によって作り上げられた貴社経営陣らに対する誤った悪印象を抱いたまま議決権行使を余儀なくされ、決議の結果が大きく歪められてしまったことは明らかです。

③ 不当な印象操作のためのアドバイザリー費用を株主に負担させていること

さらに問題なのは、現経営陣が、上記①及び②で指摘した不当な印象操作のために、弁護士やＩＲを専門とするコンサル会社等の複数のアドバイザリーに対して高額の報酬を支払い、貴重な会社財産を費消し続けていることです。

具体的に、貴社はアドバイザリー費用の名目で、2023年3月期第3四半期までの累計で259,031千円もの巨額の支出を行っており、これにより貴社の最終損益が赤字に陥っています。このような現経営陣の保身のための費用が株主から負託を受けた会社財産から捻出されていること自体、許されではありません。その点、貴社経営陣は、各アドバイザリーとの契約内容の詳細だけでなく、上記アドバイザリー費用の内訳の開示すら頑なに拒み続けておりますが、株主の立場からこのようなブラックボックスのままこの問題を放置することなど到底できません。

したがって、たとえ事後であっても、現経営陣とは一線を画した中立公平な第三者によって調査・検証を行った上、必要に応じて然るべき対応をとる必要があると考えております。そして、そのためにも経営陣の刷新が必要であることは言うまでもありません。

④ 小括

以上のとおり、前回臨時総会では、貴社経営陣の不当な印象操作によって、株主の皆様の議決権行使が大きく歪められてしまったことは明らかでありますので、今度こそ、正しい情報とそれに基づく正しい認識により、株主の皆様による公正な判断を仰ぐべく、改めて本提案を行うものであります。

(2) 前回臨時総会における貴社経営陣の不誠実な態度（貴社経営陣の保身的・隠蔽的態度）

① 貴社経営陣らに関する当社質問への回答状況

ア 貴社経営陣は、前回臨時総会前の各リリースにおいて、貴社からの質問に対する当社の回答状況について、「当社からの質問に対して正面から回答せず、極めて抽象的な回答に留めるものや、合理的な理由もなく回答を拒絶するものが多数含まれているほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとする」などと、繰り返し論難されていました。

しかし、貴社経営陣からの質問の大多数は、当社が擁立する候補者の粗探しや個人攻撃のための材料探しを目的としたものばかりで、徒に当社を困惑させ、そのような回答不要の質問に対して当社が回答しないことを取り上げて上記のような批判を浴びせるためのものでした。その一方、貴社経営陣は、従前より、当社からの質問事項に対し、回答拒否又は質問自体を黙殺することで回答を事実上回避する姿勢を貫いており、貴社が2023年2月27日付で開示された「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」における回答内容についても、同年3月6日付で当社が提出した「臨時株主総会に関する回答書兼反論書(2)」に記載したとおり、極めて不十分なものであって、相変わらず、実質的に何ら回答していないのと等しいと言わざるを得ないものでした。そのような状況においてもなお、いかなる立場で当社を批判されているのか、理解に苦しみます。

そして、極めつけは、当社において貴社経営陣が当社に対して行った「取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか」との質問と全く同じ質問を、貴社提案に係る取締役候補者(洲桃氏)について行ったにもかかわらず、「当社の有する様々なネットワークを通じて適切な女性役員候補を探索して参りましたが、複数の候補者の中から、複数回の面談等を経て、最終的に、洲桃氏を社外取締役候補者にとする旨決定いたしました。」と、極めて抽象的・曖昧的な説明を並べ立て、(当社においては可能な限り真正面から当該質問に答えているにもかかわらず、)貴社経営陣は、事実上回答を拒否しました。

さらに、当社は、これまでの貴社経営陣における当社の質問に対する数々の不誠実な態度に鑑み、上記の尋ね方では貴社経営陣が絶対に真正面から質問に回答せず、具体性を欠いた曖昧な説明に終始し、回答をはぐらかすであろうことは火を見るよりも明らかであったため、わざわざ上記質問に注意的に加える形で、「とりわけ洲桃氏は、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所の出身者であるところ、上記②の質問に関連し、貴職らの推薦ないし紹介の有無の点については詳細かつ明瞭にご回答ください。さらに、当然のことですが、貴職ら所属事務所出身の弁護士ということになれば、貴職らの意見ないし立場に、与しやすい、或いは、忖度する可能性が大いに疑われる立場にある者、つまり、同氏の独立性について大きな疑惑が生じることは火を見るよりも明らかであるにもかかわらず、敢えて他の弁護士ではなく、同氏をご推薦されるに至ったのかとの点につき、詳細なご説明をよろしくお願ひいたします。」と記載して、質問内容を詳細化しつつ、回答の必要性についてもあらかじめお示しすることで注意を促していました。それにもかかわらず、貴社経営陣はまたしても当社の質問を黙殺し続け、結局、

前回臨時総会に至るまで回答に応じることはませんでした。このことは、洲桃氏が、貴社経営陣から依頼を受け貴社経営陣のために奔走する貴職らを通じて貴社経営陣に紹介された人物であるという懸念を大いに深めるものと言わざるを得ません。したがって、洲桃氏は貴社経営陣の推薦者であるという以上に、社外取締役として同氏に最も期待されるであろう中立公正な視点からの貴社経営陣の業務執行の監督という役割の実効性に大いに疑問があります。

イ また、社外取締役である長沢氏に関しても、当社は、2023年3月10日付「抗議書」等において、「2022年1月において、わざわざ『ブランドアドバイザリー契約』を締結された理由も含め当該契約を締結するに至った理由・経緯、契約内容・契約条件の詳細についてご教示ください」と質問していたにもかかわらず、これに対する回答がなされず、また、当社が長沢氏に期待される役割の一つとされる「業務執行における適切な監督」の内容について、貴社経営陣に質問したところ、的を射ない回答があつたため、上記抗議書等において、「当社が長沢氏の選任理由に関するお尋ねしていた『業務執行における適切な監督』とは、当然ながら、コンプライアンス（法令遵守）の観点からの「監督」という意味でお尋ねしていたものでした。その点、貴社経営陣の回答内容を拝見しますと、同氏に対するラグジュアリーブランド研究の第一人者という評価から、ブランディング戦略、経営戦略等について適切な「監督」を行うことが期待できるとご説明されておりますが、ここでの貴社経営陣による「監督」の使用方法は極めて不自然であり、違和感を持たざるを得ません。その点を指くとしても、当社の質問の趣旨は上記のとおりであり、また何より、貴社経営陣自らスキルマトリックス（招集通知8頁）の中で、貴社取締役らに「特に期待する分野・スキル」として、「経営」、「営業」、「商品開発・製造」、「ブランドマーケティング」などの項目とは区別して、「コンプライアンス」の項目を設けつつ、長沢氏に対しても「○」を付されておりますので、改めて、当該「コンプライアンス」の観点から、長沢氏に期待される具体的な役割及びそれが期待できるとされる合理的な根拠をご説明いただきますよう、よろしくお願ひいたします（②）。」と再度質問していたにもかかわらず、これに対する回答も前回臨時総会までになされませんでした。

したがって、長沢氏についても、貴社経営陣の推薦者であるという以上に、社外取締役として期待される中立公正な視点からの貴社経営陣の業務執行の監督という役割の実効性に大いに疑問があり、また、前記スキルマトリックスにおけるこの点の評価が不当であると考えます。

② 仲庭時計店の不祥事に関する当社質問への回答状況

貴社経営陣は、仲庭時計店で頻発する不祥事についても情報を一切明らかにせず、しかも、当社よりこれに関する質問を再三受けていたにもかかわらず、ぎりぎり嘘にならない範囲で回答を誤魔化し続けました。そして、報道機関による報道がなされた後、これ以上誤魔化すことができない状態に至って初めて、当該不祥事の事実を認める旨公表するといった、恰も自身がオーナー会社の経営者であると言わんばかりの愚行に及んでおります。しかも、その開示内容は、単に未回収となった貸倒引当金計上額（のみ）を示すに留まり、各具体的な不祥事に係る損害額には一切触れないという、極めて不自然、不合理

かつ不十分なものでありました。そもそも正確な損害額（当然、弁護士費用等の解決に要した一切の費用を含みます。また、不祥事発覚からかなりの時間が経過していたにもかかわらず、この期に及んで、もっぱら貴社経営陣に責任がなかったとの説明に利用するために弁護士に依頼した調査報告書（＝2022年12月14日付「株式会社仲庭時計店の不正事案について」）の取得費用も含みます。）が分からなければ、株主において、貴社経営陣の責任の有無及び貴社取締役としての適格性などの点について、判断のしようもありません。一体全体、仲庭時計店における個々の不祥事に関する損害額を開示しない（できない）理由は全く持って不明ですが、これほどまで頑なに貴社経営陣が開示を拒むことを踏まえれば、その開示を行うことが貴社経営陣にとって不都合となり、株主に知られたくない事情が存在するとの疑念を大いに深めるものといわざるを得ません。

その点、貴社経営陣は、再三にわたり、法令で求められる開示を行っており、監査法人にも適正意見をもらっているのだから何が悪いのだと言わんばかりに開き直っていますが、当社は法令等で求められる必要最低限の開示があればそれで足りるといった低レベルの次元の話をしているわけではありません（そもそも法令等で求められる開示を欠けばそれだけで違法ないし違反となるわけですから、それが許されることは当たり前です。）。仮に貴社のかような詭弁がまかり通るのだとすれば、当社としても、前回臨時総会において会社法及び委任状勧誘府令等の法令で求められる必要な情報は既に十分開示済みであり、貴社経営陣からなされた無関係かつ単なる印象操作を目的とした無数のご質問に対しても、これ以上は回答する義務がないとの一言で済むはずです。そのような情報開示に極めて消極的かつ不誠実な態度を取るだけでなく、それに対して何らの矛盾も後ろめたさも感じていない貴社経営陣には、貴社の経営を委ねるに値する資質はもちろん、他人の情報開示姿勢を非難する資格もありません。

以上、当社としては、少なくとも仲庭時計店における数々の不祥事において発生した具体的な損害額が明らかにされていない以上、株主の皆様において、貴社経営陣の責任について正しい判断ができるかねると考えます。そして、今もなお、貴社経営陣がひたすらその開示を拒み続けていること自体、貴社経営陣には上場企業の取締役としての資格が欠如しており、貴社はガバナンス不全に陥っている状態にあると言わざるを得ません。

③ 株式取扱規程の不開示

貴社経営陣は、当社からの株式取扱規程の開示要請に対し、これを拒否しました。

当社としましては、定款の下位規範として、定款の授権に基づき、株式の取扱いに関する細部に至る事項を取締役会が定めたものであるという株式取扱規程の性質上、その内容について（名宛人である株主に対してすら）秘匿する必要性など微塵もなく、むしろ、株主の便宜を考慮すれば、予め株主に広くアナウンスしておくべき性質のものであり、況してや、株主から閲覧等の請求があれば、会社はこれに応じる義務があると考えております。そして、株式取扱規程については、定款と同様、既に多くの上場会社において、自社のホームページ等において広く公表されている状況もあります。

そのため、当社は貴社経営陣に対して、前記抗議書及び質問書等において、端的に、

「株式取扱規程について、株主からの閲覧等の請求を拒否できる法令の根拠、又は、株主が閲覧等の請求を求める際に、会社に対しその目的や必要性を明らかにしなければならない法令の根拠をお示しください。」

と質問したにもかかわらず、2023年3月8日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する臨時株主総会に関する各質問状への回答の受領に関するお知らせ」と題するリリースにて、既に詳細を説明済みとだけ述べて、上記質問に回答することから逃げました。

このように、(少なくとも株主からの請求があれば)開示しなければならない株式取扱規程すら、頑なにその開示を拒み続ける貴社経営陣に上場会社の取締役を務める資格がないことは火を見るよりも明らかであると考えます。

④ 小括

以上のとおり、前回臨時総会に至るまでの貴社と当社の一連のやり取りをみれば明らかに、貴社経営陣は、当社に対する質問と全く同じ質問に対してすら真正面から回答しようとせず、その矛盾を当社が指摘した途端に、都合良く回答できる部分に限り断片的な回答を行った上で、最終的には、前記リリースにおいて、これ以上は無意味であるので質問・回答のやり取りを終了させると吐き捨てて、当社の質問から逃げました。

そのような他人に厳しく、自分たちに甘い態度をとるような貴社経営陣には、今後も自らの都合の良い事実のみを積極的に開示しつつ、不都合な事実を消極的に非開示とするおそれがあると言わざるを得ませんので、上場会社の取締役を務める資格はないと考える次第です。

(3) 時代の潮流に逆行した女性による経営的視点の欠如

当社は、前回臨時総会の招集請求の以前から、コーポレートガバナンス・コードの改定等により、企業において女性を積極的に登用する機運が高まっている状況にあること、貴社職員の約6割が女性であること、そして、何より貴社が他でもない女性の顧客をメインとするジュエリー商品の製造販売を業とし、女性目線での商品開発や販路の拡大を目指さなければならないことを踏まえ、女性役員が不在であることを問題点として指摘してきました。

それに対し、貴社経営陣は、女性役員の登用を検討中である旨反論し、そして、その検討結果を踏まえて、前回臨時総会において、洲桃氏を取締役候補者として推薦しました。

しかし、洲桃氏は女性であるものの、前記のとおり、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所出身の弁護士であり、また、貴社経営陣による前記スキルマトリックスに基づく評価としても、「財務会計」・「コンプライアンス」・「M&A」のみに「○」が付され、貴社事業の本質的要素ともいべき、「経営」・「営業」・「商品開発・製造」・「ブランドマーケティング」には「○」が付されていないことからも明らかに、

貴社経営陣において、貴社の経営ないし営業戦略に「女性の視点」を取り入れることを目的として女性役員を登用しようという意思がないことは明らかです。むしろ、洲桃氏の取締役選任は、単に、当社からの上記非難をかわすことだけを目的としたものと言わざるを得ません。

そのため、当社としては、なおも女性の目線での商品開発や販路の拡大を目指さなければならぬことを踏まえ、依然として、企業価値の向上という観点からも貴社経営陣による現体制を維持することは百害あって一利なしであると認識しております。

(4) 結語

以上のとおり、貴社はここ数年真の実力を発揮することができず、業績が低迷し続けているため、早急に既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益の柱を創出すること、そして、ガバナンス体制を再構築することが急務となります。しかしながら、上記数々の貴社経営陣による不誠実な態度に鑑みれば、貴社経営陣にそれらを期待することはできません。そればかりか、貴社経営陣の時代の潮流に逆行する旧態依然とした体制、自己の利益のみを確保し株主共同の利益を顧みようとしない保身的・隠蔽的態度をも併せ考えれば、貴社経営陣に対する不信感は一層増すばかりで、現経営体制を維持したままでは、貴社の企業価値の向上は遠のくばかりです。

そこで、当社は、貴社が抱える様々な課題を克服し、貴社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たす重要な役割を貴社経営陣に委ねることはやはりできないと判断し、後記2記載の各取締役候補者を新たな取締役として選任する旨の前記第1の議題を会議の目的とする株主提案を行ったものであります。当社が各取締役候補者を提案する理由については、後記2における取締役候補者ごとに記載した「取締役候補者として提案する理由」欄に記載のとおりです。

なお、当社としては、新取締役の選任と同時に、貴社経営陣には任期満了によりご退任いただき、経営陣の刷新がなされることを強く希望いたします。

2 本提案の内容について

議題 1：取締役 4 名選任の件

【議案の要領】

上記 1 で述べたとおり、当社は、現任取締役には、任期満了によりご退任いただくことを強く希望しております。そして、貴社の事業の見直し及び業績の立直しを図るとともに、多様な人材を登用して透明性を確保しつつ、株主共同の利益に還元することができる経営体制に刷新するため、以下の候補者 4 名を、貴社の取締役として新たに選任するものであります。

① 取締役候補者 1

(氏名・生年月日)

尾端 友成

1976 年 4 月 17 日生

(略歴)

1995 年 4 月	トヨタカローラ南海株式会社	入社
1997 年 4 月	株式会社アルモ	入社
1999 年 5 月	ロデムアーカス株式会社	取締役
2001 年 5 月	株式会社 JMM'S	入社
2003 年 9 月	アールディエックス株式会社	代表取締役
2005 年 11 月	株式会社スプレンダー	代表取締役
2011 年 2 月	株式会社イーサイト（現：e-World Capital Partners Japan 株式会社）	入社
2011 年 9 月	e-World Capital Partners Japan 株式会社	取締役
2013 年 3 月	ターボリナックス HD 株式会社（現：株式会社 FHT ホールディングス）	執行役員
2013 年 3 月	プラスワン株式会社（現：プラスワンホールディングス株式会社）	代表取締役（現任）
2013 年 3 月	株式会社 Sanctuary	監査役
2019 年 4 月	一般社団法人リアフルコレクション	理事（現任）
2020 年 5 月	株式会社オアノエンターテインメント	代表取締役（現任）
2021 年 11 月	アサヒ衛陶株式会社	代表取締役
2022 年 3 月	リ・ジェネレーション株式会社	代表取締役（現任）

(重要な兼職先)

プラスワンホールディングス株式会社	代表取締役
一般社団法人リアフルコレクション	理事
株式会社オアノエンターテインメント	代表取締役

リ・ジェネレーション株式会社 代表取締役

(取締役候補者として提案する理由)

尾端氏は、複数企業の創業や様々な分野へ経営者として参画しているだけでなく、上場会社での代表取締役及び執行役員経験や増資の引受けなど、関与した業務は多岐にわたり、企業経営に関する経験と実績を有しております。その経験と実績を生かすことで、既存商品の刷新・多角化と新規販路構築、M&A や事業提携などを安全かつ迅速に進めながら、事業の安定化を実現し、低迷する貴社の業績を改善することができると確信できることから、同氏を取締役候補者としました。

② 取締役候補者 2

(氏名・生年月日)

佐藤 彩奈

1996 年 11 月 9 日生

(略歴)

2019 年 4 月 株式会社レオパレス 21 入社

2020 年 9 月 株式会社オアノエンターテインメント 入社

2021 年 5 月 株式会社オアノエンターテインメント 執行役員（現任）

(重要な兼職先)

株式会社オアノエンターテインメント 執行役員

(取締役候補者として提案する理由)

佐藤彩奈氏は、数多くの女性経営者及び役員等とのコネクションを有しております。また、職務上、女性を中心にマネージメントしており、人材育成及び管理等において広い視野と高いスキルを有しております。さらに、女性活躍推進の面において、女性の視点から多様な価値観を経営に反映することで、貴社の新たな経営基盤の構築に資することになると考え、同氏を取締役候補者としました。

③ 取締役候補者 3

(氏名・生年月日)

菅原 勝治

1945 年 5 月 10 日生

(略歴)

1964 年 4 月 警視庁 巡査

1977 年 2 月 千住警察署 巡査部長

1988年1月	久松警察署	警部補
1990年2月	刑事部捜査第二課	警部補
1999年3月	綾瀬警察署	警部
2001年3月	刑事部捜査第二課	警部
2006年3月	刑事部捜査第二課	警視
2006年4月	シンワートオーフショア株式会社	危機管理室長
2009年3月	シンワートオーフショア株式会社	顧問（現任）
2009年4月	株式会社東京臨海ホールディングス	嘱託社員（安全保安管理指導役）
2012年10月	全国麻雀業組合総連合会	特別顧問（現任）
2021年11月	プラスワンホールディングス株式会社	特別顧問（現任）
2021年11月	アサヒ衛陶株式会社	取締役監査等委員

(重要な兼職先)

シンワートオーフショア株式会社	顧問
全国麻雀業組合総連合会	特別顧問
プラスワンホールディングス株式会社	特別顧問

(取締役候補者として提案する理由)

菅原氏は、警視庁にて様々な経験と功績をおさめ、定年退職後も多数の企業顧問を歴任し、法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験・知識を生かし、主に経営危機管理の観点から、貴社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待できるところから、同氏を社外取締役候補者としました。

④ 取締役候補者 4

(氏名・生年月日)

吉澤 孝明

1973年11月27日生

(略歴)

2000年4月	渡部秀一税理士事務所	入所
2007年1月	吉澤孝明税理士事務所	代表（現任）

(重要な兼職先)

株式会社プレミアコンサルティング	取締役
有限会社RD・ビーンズ	取締役
吉澤孝明税理士事務所	代表

(取締役候補者として提案する理由)

吉澤氏は、長年にわたり税務の専門家として深い見識及び豊富な経験を有しております。また、M&A や経営コンサルティングなどにおいても幅広い知識と経験を有していることから、貴社の経営に反映していただくことに期待ができると考え、同氏を社外取締役候補者としました。

以 上

別紙株主目録

(次頁より)

〒108-0014 東京都港区芝 5-13-13 サダカタビル 5F
リ・ジェネレーション株式会社
代表取締役 尾端友成

